

リハビリテーション/作業療法士に関連するものを「疑義解釈資料の送付について(その8)」より下記に抜粋します。  
詳細は疑義解釈資料の送付について(その8)をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001712853.pdf>

なお、令和 8 年度診療報酬改定については下記をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67729.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)

●医科診療報酬点数表関係

<リハビリテーション通則>

問 12 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)(令和8年3月5日保医発 0305 第6号)」第7部リハビリテーション通則4において、「リハビリテーション実施計画書の写しに説明日及び説明者の記載がない場合は、診療録に記載すること」とされているが、医師以外の職種が説明を行った場合はどのように記載すればよいか。	医-6
(答)医師以外の職種が説明を行った場合は、診療記録のうち診療録以外の部分に記載して差し支えない。	